

## 1 総合事業の利用について

6月末で更新となる方、7月1日以降新規申請をする方から順次総合事業に移行します。

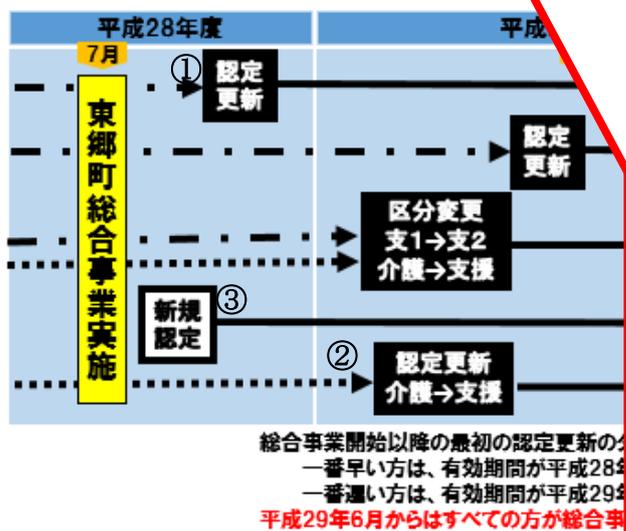
平成28年7月1日から総合事業を開始しますが、混乱を招きますので、要支援者全員を一度に移行することはせず、対象となる方から順に案内をすすめます。

平成29年6月末までは現行相当サービスの利用が出来ますが、現行相当サービスの利用対象者は、一定の条件を満たす方に限定していきます。訪問介護、通所介護のサービスを受けている利用者に対し、新しい制度に変わっていくこととお話してください。

また、現在認定を受けている方が、更新の時期を待たずに前倒して総合事業に移行することは、混乱を避けるため、行わない方針です。

### 3 総合事業サービス利用までの流れ

#### 移行のタイミングとサービス



総合事業への移行の前倒しは基本的には行いませんが、次の場合は前倒しを可とします。

ただし、総合事業へ前倒し移行する時は、その後のサービスの利用についてよく検討の上、行うようにしてください。

#### 【前倒し可とする総合事業内容】

\*通所型サービスCを利用しようとする場合（ケアマネジャーは東郷町包括支援センターになります。）

\*サービス未利用者等が、更新の時期を待たずに楽トレシニア教室を利用しようとする場合

上記の図で示すとおり、利用者の総合事業への移行は

- ① 要支援認定を受けていた方が、更新後、再び要支援認定を受ける。
- ② 要介護認定を受けていた方が、更新後、要支援認定を受ける。
- ③ 新規で申請した方が、基本チェックリストにより総合事業対象者となる。

#### \*介護予防事業所における利用者の違い

事業所が、総合事業のみなし指定を受け、基準緩和型サービスの指定を合わせて受けた場合、以下の3パターンが考えられます。

- A 介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスを受ける方
- B 総合事業（現行相当サービス）を受ける方
- C 総合事業（基準緩和型サービス）を受ける方

Aは、まだ更新月が到来していない方

Bは、更新月が到来し、引き続きこれまでのサービス内容と同等に利用する方

Cは、引き続きこれまでのサービス内容でなくとも良い方、新規利用の方

東郷町では平成29年7月から、BまたはCのみとなります。

## 2 事業所の指定について

現在の介護予防事業所の指定日により申請の要・不要が変わります。

### ① 平成27年4月1日で指定を受けていた事業所

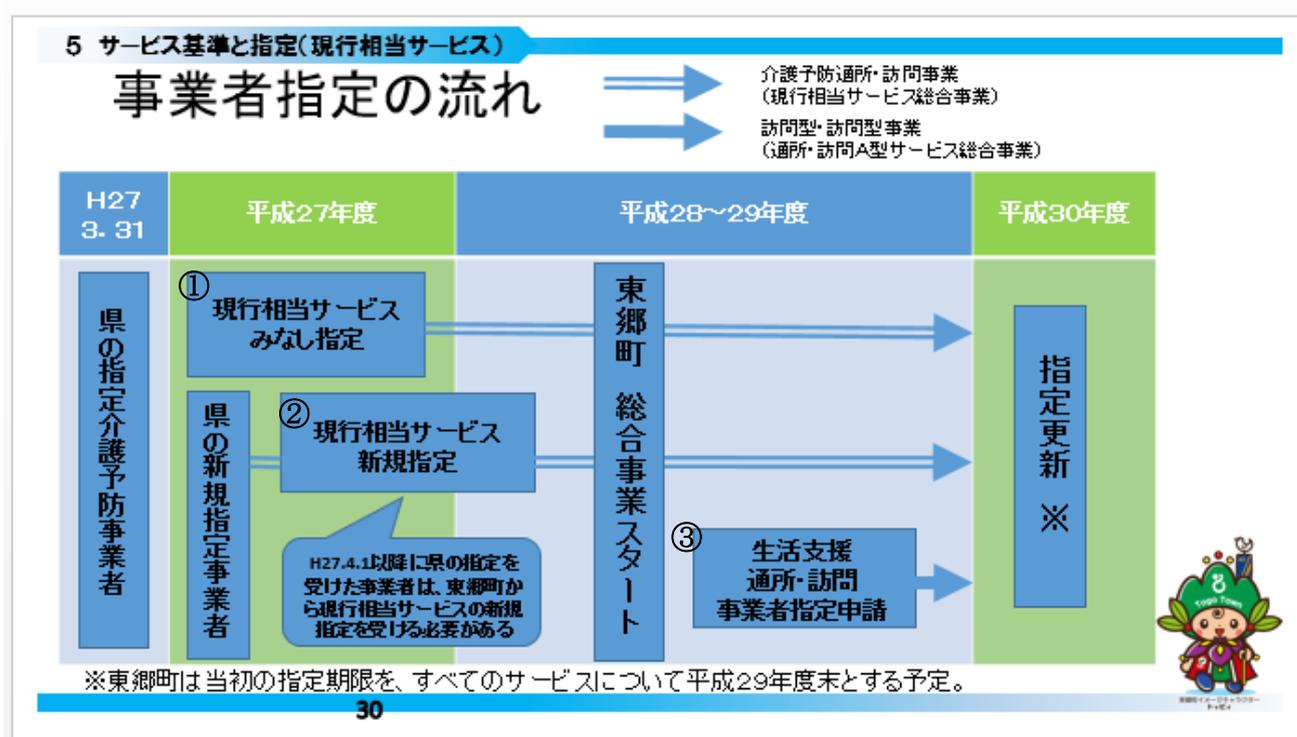
全国一律に、総合事業実施事業所としてみなし指定を受けているため、平成30年3月31日までは特に指定申請に関する事務なし。

### ② 平成27年4月1日以降指定を受けた（受ける）事業所

①のようにみなし指定を受けていないため、要支援認定者を引き続き受入れる場合は東郷町への指定申請が必要。

### ③ 平成28年7月以降、基準緩和型サービスを実施する事業所

基準緩和型サービスを実施する場合は、東郷町への指定申請が必要。



\*②及び③の指定申請様式については、後日 HP に掲載します。

\*平成30年度以降の指定については、平成29年度中に案内します。

指定申請の様式は、東郷町HPに掲載しています。(H28.6.13～)

格納場所 <http://www.town.aichi-togo.lg.jp/kaigo/sougoujigyou.html>